

新潟市土地開発公社定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(名 称)

第2条 この土地開発公社は、新潟市土地開発公社と称する。

(設立団体)

第3条 この土地開発公社の設立団体は、新潟市とする。

(事務所の所在地)

第4条 この土地開発公社の事務所は、新潟市に置く。

(公告の方法)

第5条 この土地開発公社の公告は、新潟市公告式条例（昭和25年新潟市条例第37号）の規定に基づく掲示場に掲載して行う。

第2章 役員及び職員

第1節 役員及び職員

(役 員)

第6条 この土地開発公社に、次の役員を置く。

- (1) 理事12人以内（うち理事長1人、専務理事1人）
- (2) 監事2人以内

(役員の仕事及び権限)

第7条 理事長は、この土地開発公社を代表し、その業務を総理する。

2 専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、規程の定めるところによりこの土地開発公社の業務を掌理する。

4 監事は、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第16条第8項の職務を行う。

(役員の仕事)

第8条 理事及び監事は、新潟市長が任命する。

2 理事長は、理事のうちから新潟市長が指名する。

3 専務理事は、理事のうちから新潟市長の同意を得て理事長が任命する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、2年とする。ただし、補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の仕事の禁止)

第10条 理事は監事を、監事は理事を兼ねることができない。

(職員の仕事)

第11条 職員は、理事長が任命する。

(兼職の禁止)

第12条 常任の役員及び職員は、任命権者の許可を受けなければ営利を目的とする団体の役員となり、又はみずから営利事業に従事してはならない。

第2節 理事会

(設置及び構成)

第13条 この土地開発公社に理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(招集)

第14条 理事会は、理事長が必要と認めるとき、又は理事若しくは監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったとき、理事長が招集する。

(理事会の議事)

第15条 理事会の議長は、理事長をもってこれにあてる。

2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 理事会の議事は、この定款に特別の定めがある場合のほか、議長を除く出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の省略)

第16条 理事長は、簡易な事項又は急を要する事項については、理事会を開かないで書面をもって賛否を求め、その回答をもって理事会の表決に代えることができる。

2 前条第3項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

(理事会の議決事項)

第17条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
 - (2) 毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画
 - (3) 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び事業報告書
 - (4) 規程の制定又は改正若しくは廃止
 - (5) 規程により理事会の権限に属せしめられた事項
 - (6) その他この土地開発公社の運営上、理事長が重要と認める事項
- 2 前項第1号に掲げる事項については、出席理事の3分の2以上により決しなければならない。

第3章 業務及びその執行

(業務の範囲)

第18条 この土地開発公社は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。
 - イ 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地
 - ロ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地
 - ハ 公営企業の用に供する土地
 - ニ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地

ホ 観光施設事業の用に供する土地

ヘ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地

ト 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地

チ 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地

(2) 住宅用地の造成事業並びに港湾整備事業（埋立事業に限る。）並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業を行うこと。

(3) 前2号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。

(1) 前項第1号の土地の造成（一団の土地に係るものに限る。）又は同項第2号の事業の実施とあわせて整備されるべき公用施設又は公共施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。

(2) 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあつせん、調査、測量、その他これらに類する業務を行うこと。

（業務の執行）

第19条 この土地開発公社の業務の執行に関し、必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規程の定めるところによる。

第4章 基本財産の額その他資産及び会計

（資産）

第20条 この土地開発公社の資産は、基本財産とする。

2 基本財産の額は、3,000万円とする。

3 基本財産は、安全かつ確実な方法により管理するものとし、これをとりくずしてはならない。

（事業年度）

第21条 この土地開発公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（財務諸表）

第22条 この土地開発公社は、毎事業年度、前事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び事業報告書を作成し、監事の監査を経て、5月31日までに新潟市長に提出する。

（利益及び損失の処理）

第23条 この土地開発公社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は準備金として整理する。

2 この土地開発公社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は繰越欠損金として整理する。

（余裕金の運用）

第24条 この土地開発公社は、次の方法によるほか業務上の余裕金を運用してはならない。

(1) 国債、地方債その他主務大臣の指定する有価証券の取得

(2) 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

（予算の弾力運用）

第25条 理事長は、第17条の規定にかかわらず、業務量の増加により業務のため直接必要な経費に

不足が生じたときは、新潟市長の承認を得て、当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を当該経費に使用することができる。この場合においては、理事長は、次の理事会にその旨を報告しなければならない。

第5章 雑 則

(解 散)

第26条 この土地開発公社は、理事会で出席理事の4分の3以上の同意を得たうえ、新潟市議会の議決を経て、主務大臣の認可を受けたときに解散する。

- 2 この土地開発公社が解散した場合において、債務を弁済し、なお残余財産があるときは、その残余財産は、新潟市に帰属する。

(規程への委任)

第27条 この土地開発公社の運営に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、この土地開発公社の設立の日から施行する。

(最初の役員の任期)

- 2 この土地開発公社の最初の役員の任期は、第9条の規定にかかわらず、新潟市長が定めるところによる。

(最初の事業年度)

- 3 この土地開発公社の最初の事業年度は、第21条の規定にかかわらず、この土地開発公社の成立の日から昭和49年3月31日までとする。

附 則

この定款は、議決の日から施行する。(平成2年5月29日議決)

附 則

この定款は、新潟県知事の認可があった日から施行する。(平成6年4月1日認可)

附 則

この定款は、主務大臣の認可があった日から施行する。(平成20年3月31日認可)

附 則

この定款は、主務大臣の認可があった日から施行する。(平成20年12月1日認可)